

貯留機能保全区域指定の概要

特定都市河川浸水被害対策法が令和3年5月に改正され、新たに土地利用対策として貯留機能保全区域制度が創設されました。

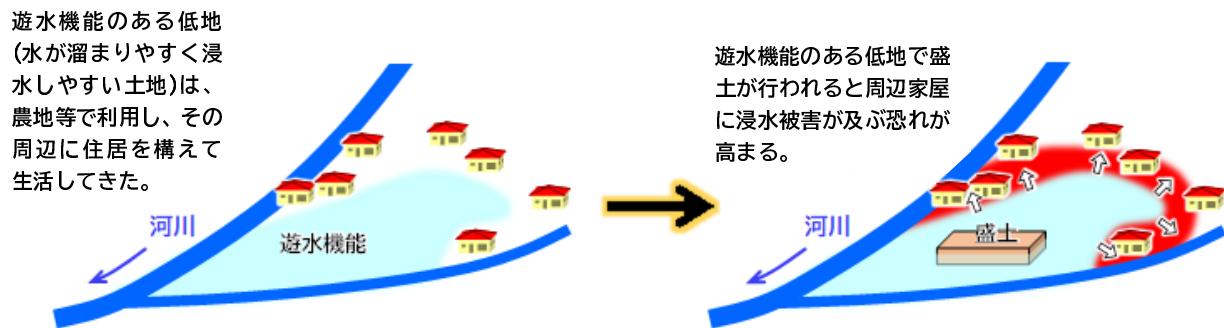
貯留機能保全区域とは、その土地が元来有している遊水機能（貯留機能）を可能な限り保全していくことを目的としており、浸水被害の拡大を抑制する効用があると認められる区域を貯留機能保全区域として県が指定することができる制度です。

令和8年1月23日、遊水機能を保全していくことに同意をいただくことができた大和郡山市番条（ばんじょう）地区の一部（約6.1ha）を貯留機能保全区域に指定しました。

これにより、令和6年12月24日指定済みの区域（約3.6ha）と合わせ、約9.7haの土地について、将来にわたり遊水機能が保全されることが期待されます。

近年は、気候変動の影響により記録的短時間大雨や線状降水帯などにより全国各地で大規模な水害が発生しています。水害を未然に防ぎ、「もしも」のときに備えるため、流域全体で河川改修や貯留施設の整備などを行うハード対策とあわせて、土地利用対策である区域指定や避難に必要な洪水浸水想定区域図の公表などのソフト対策を一体的に実施し、流域が一丸となって流域治水に引き続き取り組んでまいります。

【遊水機能保全の必要性（イメージ）】

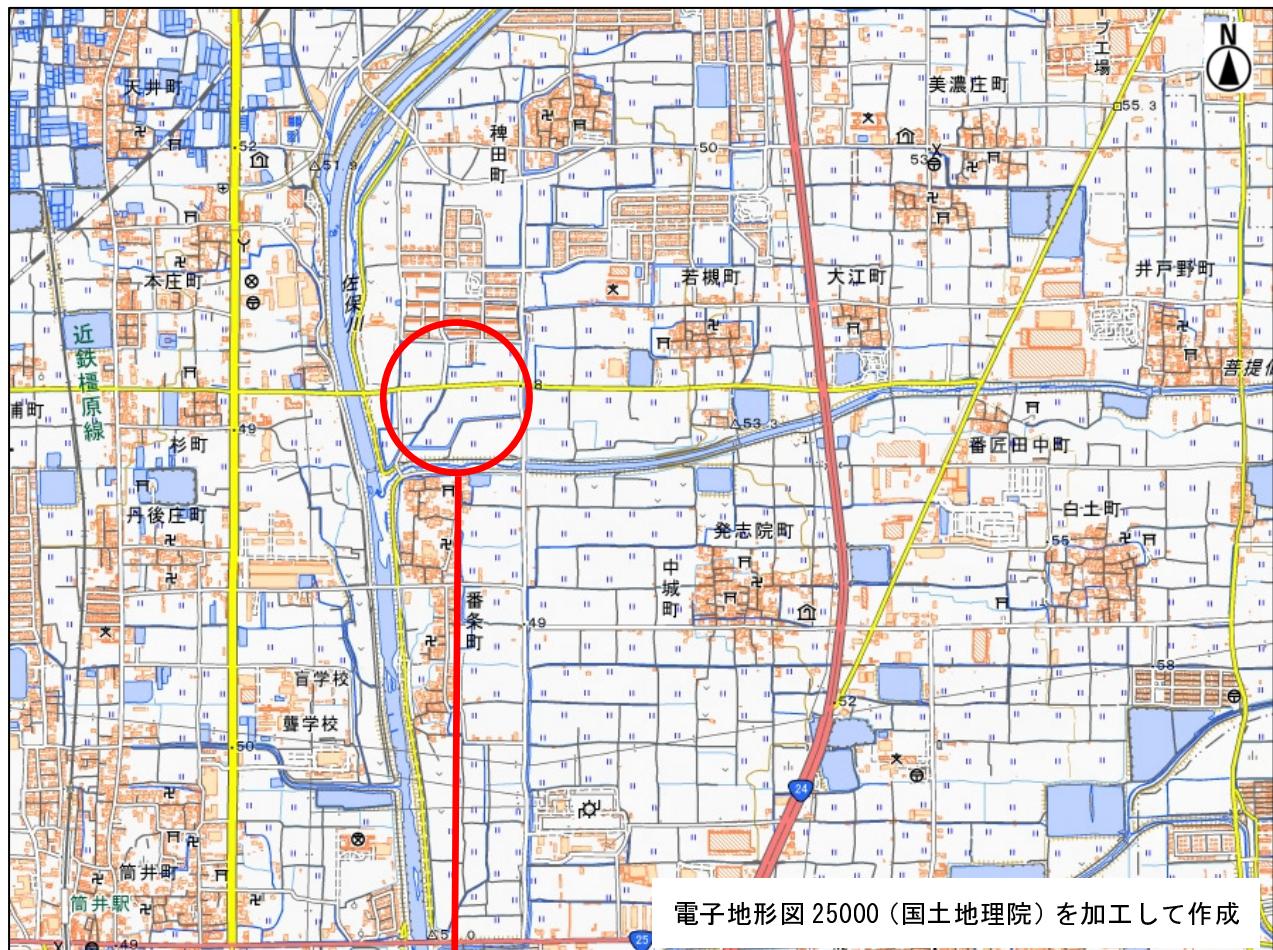


貯留機能保全区域に指定された区域では…

規制 盛土等の貯留機能阻害行為を行おうとする場合は「届出」が必要になります。
また、知事は必要に応じて助言又は勧告を行うことができます。

支援策 固定資産税等について、指定後3年間、標準課税を市町村の条例で定める割合に軽減します。

大和郡山市番条(ばんじょう)地区



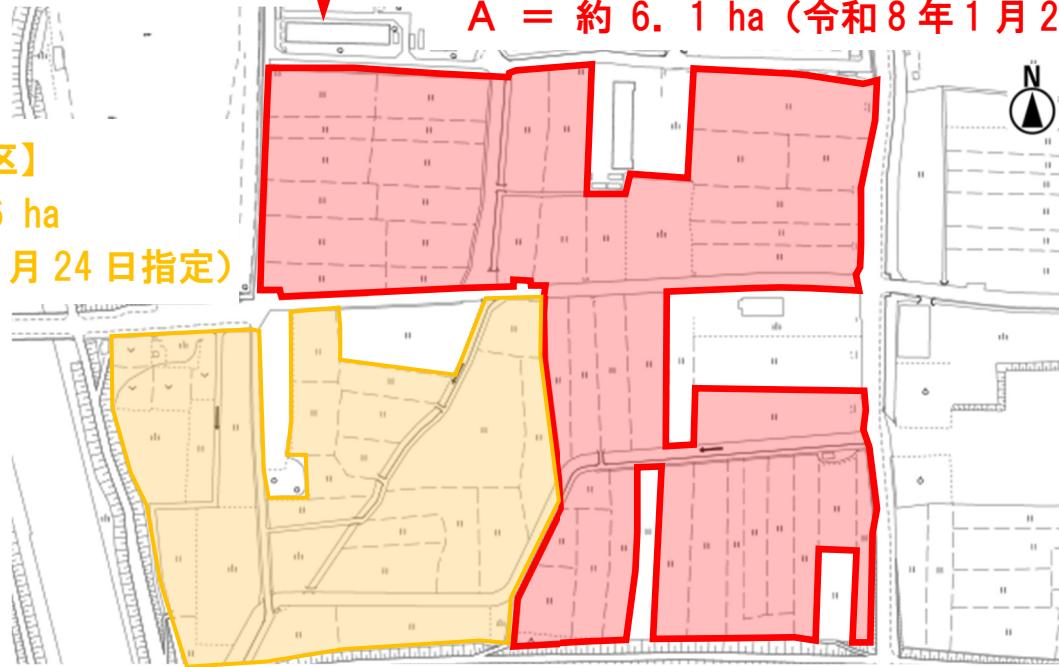
【番条（口）地区】

A = 約 6.1 ha (令和8年1月23日指定)

【番条（イ）地区】

A = 約 3.6 ha

(令和6年12月24日指定)



大和郡山市都市計画図を加工して作成